

## 尾張旭市議会議員政治倫理要綱

平成26年2月20日制定

(目的)

第1条 この要綱は、尾張旭市議会議員（以下「議員」という。）が、市政に対する市民の信託に応えるため、公正かつ清廉を基本姿勢とし、常に政治倫理意識に徹した議員活動を行うことを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、選挙によって信託を受けた代表として、地方自治の本旨に基づき、高い倫理観と品位の保持に努めなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として、市民の規範となるよう公私にわたり品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、関係法令の遵守はもとより、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
  - (2) 常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用して、いかなる金品も授受しないこと。
  - (3) 市（市が設立した公社並びに市が資本金その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人及び株式会社を含む。）が行う工事等の請負契約、業務委託契約若しくは物品納入契約又は市が行う許認可に関して、不当な関与をしないこと。
  - (4) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又はその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
  - (5) 市職員の人事に関して、不当な関与をしないこと。
  - (6) その地位を利用して、嫌がらせ、強制又は不当に圧力をかける行為をしないこと。
  - (7) 職務上知り得た情報は、不当な目的のために使用しないこと。
  - (8) 政治活動に関する寄附について、道義的な批判を受けるおそれのあるものを受けないものとし、議員の後援団体に対しても同様に扱わせるよう措置すること。
- 2 政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれた議員は、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(兼業に関する遵守事項)

第4条 議員は地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の議員の兼業禁止の規定に基づき、市民に対し疑惑の念を生じさせることのないように努めなければならない。

（審査の請求）

第5条 議員は、他の議員がこの要綱に違反する行為をした疑いがあるときは、審査請求書（第1号様式）に資料を添え、3人以上の署名とともに議長に審査を請求する。

（審査会の設置等）

第6条 議長は、前条の規定による審査請求があったときは、尾張旭市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、当該審査請求に関する事項の審査を審査会に付託しなければならない。

2 審査会の委員（以下「委員」という。）は、議長が各派代表者会に諮り、議員のうちから選任する。

3 委員の定数は、7人とする。

4 委員の任期は、当該審査請求の審査が終了するまでの間とする。ただし、委員が欠けたときは、議長は、速やかに補欠委員を任命するものとする。

5 審査会の組織及び運営は、次に定めるところによる。

(1) 審査会に会長及び副会長各1人を置き、会長及び副会長は、委員の互選により定める。

(2) 審査会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(3) 審査会の議事は、出席委員の3分の2以上の同意により決定する。

6 審査会の会議は、原則公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の同意を得て、非公開とすることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（審査会の調査）

第7条 審査会は、審査の請求があった議員（以下「対象議員」という。）に審査請求があった旨を通知するものとする。

2 審査会は、対象議員に対し、審査又は調査に必要な資料の提出を求めることができる。

3 審査会は、審査又は調査のため必要があるときは対象議員の出席を求め、その説明を求めることができる。

4 対象議員は、審査会において弁明をすることができる。なお、弁明を行う対象議員は、事前に弁明を記載した書面を審査会に提出しなければならない。  
(審査会の結果)

第8条 審査会は、審査が終了したときは、議長に対して審査結果の報告書を提出するものとする。

2 議長は、前項の報告書が提出されたときは、その審査結果を対象議員に文書で通知するものとする。  
(議会の措置)

第9条 議長は、審査会からの審査結果の報告書を尊重し、この要綱に違反する行為があったと認めるときは、次の各号のいずれかの措置を講ずるものとする。

- (1) この要綱を遵守するため警告し、誓約書の提出を求めること。
- (2) 議会の役職を停止すること。
- (3) 議員の辞職勧告を行うこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、審査会及び議長が必要と認める措置を行うこと。

(審査結果の公表)

第10条 議長は、第8条の審査結果の報告書が提出されたときは、審査会の審査概要及び審査結果を公表するものとする。前条各号に定める措置を講じたときも、また同様とする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月16日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

審 査 請 求 書

尾張旭市議会議長 殿

請求者（代表者）  
尾張旭市議会議員

尾張旭市議会議員政治倫理要綱第5条の規定に基づき、次のとおり審査を請求します。

- 1 審査請求対象議員
- 2 審査請求の対象となる事由
- 3 審査請求の対象となる事由の内容
- 4 審査請求の対象となる事由を証する資料（あり・なし）

(裏面)

請求者

尾張旭市議会議員

〃

〃